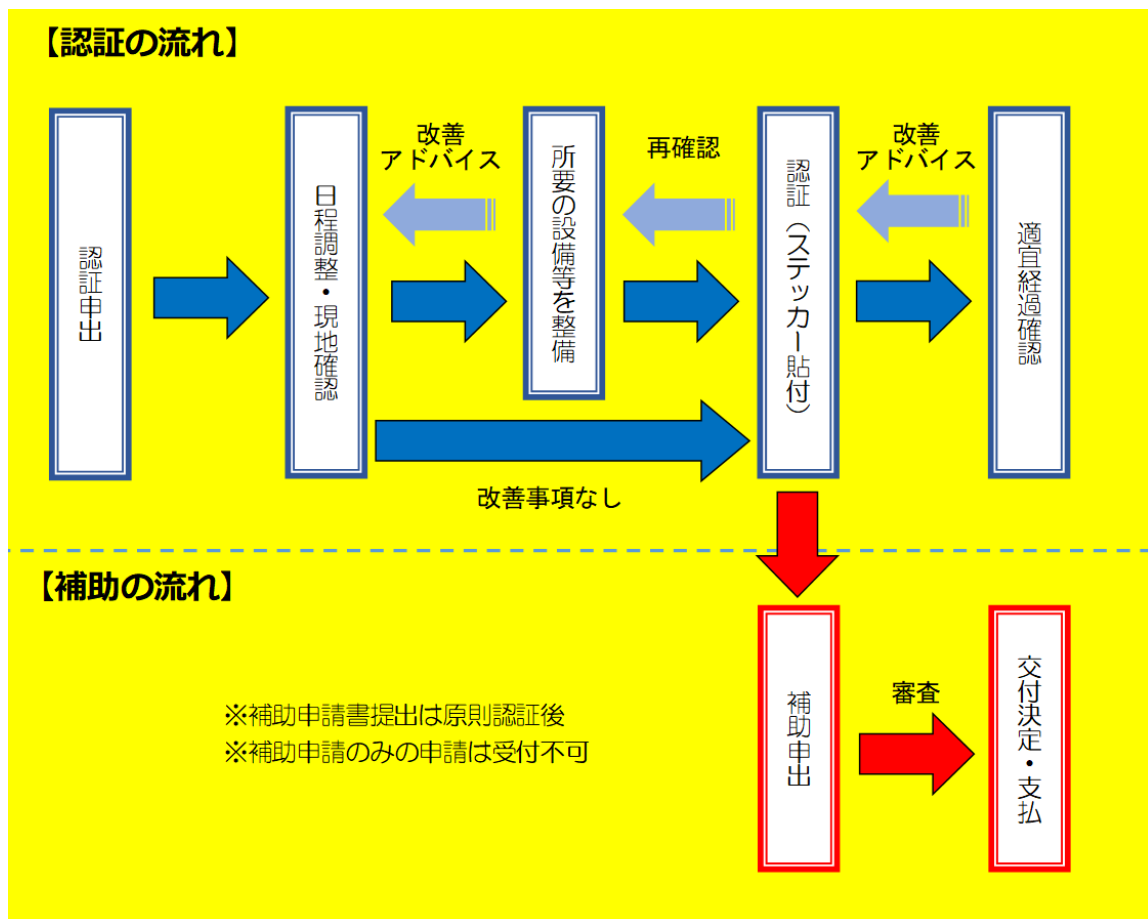


令和4年度認証店に係る衛生管理設備導入等補助金公募要領

1. 補助対象

- 「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」による認証を受けた飲食店（八代市独自の認証を受けた飲食店を含む）
- 公益社団法人熊本県観光連盟が令和3年度に実施した「認証店に係る衛生管理設備導入等補助金」を申請・受給した店舗は、今回の補助金を申請することはできません。
- 国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業要請協力金、時短要請協力金、事業継続支援金等、事業継続のための給付金や支援金を受けていても、当補助金の申請は可能です。
- 国、県又は市町村の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み等に対する補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を別の物品購入等のために活用する場合は、申請することができます。

(参考) 認証及び補助の流れ



2. 補助率及び補助上限額等

- 補助率は、補助対象経費（税抜き）の3/4以内です。
- 補助金額の上限は、
 - (1) 衛生管理設備導入等50万円
 - (2) 換気設備100万円
- 申請は、1認証店当たり1回限りです。

※1事業者が、複数の店舗（認証店）を運営している場合は、店舗ごとの申請になります。

3. 補助対象経費

- 認証基準を満たすための衛生管理設備導入等に要した経費が対象です。
- 認証日以降に支出した経費についても、認証基準を満たし続けるためにかかる経費や更なる新型コロナウイルス感染防止対策につながるものであれば対象となります。

※購入・リースともに対象

- 同一の物品等に係る一般価格又は市場相場等と比べて著しく高額と認められる経費については、補助金の交付対象外となります。補助対象経費として申請する予定の物品等を購入する際には、価格が適正か（市場相場に比べて著しく高額となっていないか）を事前に確認してください。なお、審査において、価格が適正かどうかについて疑義が生じた場合、適正な価格であることを示す書類（注）の提出が必要となる場合があります。

（注）購入元以外での販売価格がわかる書類（見積書、通販サイトのハードコピー等）、領収書（原本）、帳簿、入出金伝票など

(1) 衛生管理設備導入等（上限50万円）

【対象】

パーティション、アクリル板、遮蔽用ビニール、サーモグラフィ、サーキュレーター、アルコール消毒液、消毒液自動噴霧器、マスク、フェイスシールド（マスクの代わりとして使用する目的のものは不可）、使い捨て手袋、使い捨て食器、非接触型体温計、非接触型水栓、換気設備、換気機能のあるエアコン、空気清浄機（HEPA フィルター付きのもの、又は0.3 μ m以下の粒子に対してそれと同等以上の集塵機能を有するものに限る）、CO2濃度測定器、その他新型コロナウイルス感染防止対策に有効と認められるもの

【対象外】

経常経費（家賃、電話代、インターネット利用料等の通信費等）、人件費（従業員の給与、福利厚生費）、食糧費、不動産取得費、配送料、振込手数料、代引き手数料、その他補助することが適当でないと判断されるもの

(2) 換気設備（上限100万円）

認証申請におけるアドバイザーの現地調査において、認証取得には換気設備の改修が必要と判断され、その後実施した換気設備工事が対象

※当該現地調査前又は認証取得後に実施した換気設備工事については、「(2)換気設備」の補助対象外ですが、「(1)衛生管理設備導入等」の補助対象となります。

※補助することが適当でないと判断される経費（例：内容の分からない諸経費など）は、補助対象外となります。

4. 補助対象期間

- 令和3年5月14日から令和4年11月30日までに納品・支出が完了したものを対象とします。

(注意事項)

- ・本補助金においては、申請者の皆様が実際にお支払いになった商品等代金を対象としています。申請後に、代金が未払いであることが判明した場合、補助金を交付できない場合がありますので、申請前に、購入元に代金を全額お支払いいただきますようお願いいたします。
- ・「自己負担なし」で購入可能と営業する業者については、自己負担分の金額を商品価格に上乗せしている場合があります。そのような業者から購入した商品について補助金を申請し、補助金の水増し請求に当たると判断された場合、詐欺罪などの違法行為とみなされることがあります。申請者のみなさまも犯罪に巻き込まれてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

5. 申請手続について

(1) 申請期間

令和4年5月2日(月)～令和4年11月30日(水)(消印有効)※期限厳守

(2) 申請方法

郵送で提出をお願いします。郵送料等、申請に必要な費用はご負担願います。

(3) 申請書送付先

〒860-0801

熊本安政郵便局留 熊本県感染防止対策認証制度事務局(補助金係)

※上記のとおり記載いただきますと、住所の記載がなくても届きます。

(4) 問い合わせ先

熊本県感染防止対策認証制度事務局

専用ダイヤル 096-353-6330 電話受付時間 平日 10:00～18:00

FAX 096-353-6340

メールアドレス kuma_ninsho@nta.co.jp

(5) 提出書類(前記3(1)衛生管理設備導入等(上限50万円)の場合)

- ① 交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- ② 補助金申請(請求)額及び振込口座等確認書(様式第1号-別紙1)
- ③ 補助金事業実績報告書(様式第1号-別紙2)
- ④ 誓約書
- ⑤ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類(購入元及び宛名のある領収書等の写し)
- ⑥ 振込先口座が分かる通帳の写し

(金融機関名、預金種目、口座名義(カタカナ)、口座番号が分かるページ)

※前記3(2)換気設備(上限100万円)に関する提出書類については、対象となる事業者にのみお渡しします。

6. 交付決定、額の確定及び支払いについて

- 必要な書類がすべて整った時点で正式な申請として受け付けます。
- 提出いただいた申請書等をもとに、事務局で審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、通知書を郵送します。また、額の確定後、速やかに支払いを行います。

◆ 本補助金に関するお問合せ窓口 ◆

【熊本県感染防止対策認証制度事務局】

- 専用電話番号 096-353-6330 (平日 10:00~18:00)
- メールアドレス kuma_ninsho@nta.co.jp
- FAX番号 096-353-6340
- 申請書ダウンロード
専用HP <https://kuma-ninsho.jp/auxiliary4/>

